

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義） 第2条 この条例で使用する用語の意義は、 法及び<u>特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業並びに特定子ども・子育て支援施 設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣 府令第39号。以下「府令」という。）で 使用する用語の例による。</p>	<p>〔同左〕 第2条 この条例で使用する用語の意義は、 法及び<u>特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年 内閣府令第39号。以下「府令」という。） で使用する用語の例による。</p>

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。